――

Ｑ３：2011 年度から 2017 年年度までの間で、「他市で出入り禁止になっている業者」はいないか。
そういう情報を、教委がつかんでいなかったとしたら、今後の改善策はどうするか。

教委Ａ３：門真市の一般委託入札参加者名簿に登録している調理業務委託業者のうち、「他市で指名停止の措置等を受けていた」との情報は掴んでおりません。
また、**これまでも入札参加資格確認申請時に誓約書により、**
「大阪府内で過去 3 年の間に食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと」
を確認するとともに、
門真市・調理業務委託業者の営業・現場社員で構成する「二者面談」にて懇談会を実施し、業務の状況を確認したり、栄養教諭又は巡回栄養士による日々の相談等を行い状況把握に努めています。
また、門真市では、
「調理業務実施業者が業務履行の継続ができなくなれば、門真市・受注者・連帯保証人で三者合意を締結し、連帯保証人が受注者の代わりに業務を履行すること」
を契約上規定しており、安定した給食の提供を担保しております。
なお、2017 年度（平成 29 年度）入札より、
「発注者の解除条項に該当するおそれがあると門真市が認めたときは、連帯保証人が業務を履行することを保証する」
ことを明記し、連帯保証に関する規定を増設し、手続きの明確化に取り組んだところであります。

――

Ｑ４：「食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと」は入札参加資格の要件になるが、「賃金未払い」や「不当労働行為」などの法律違反があっても、そういう業者でも今までは学校給食調理委託の入札には自由に参加出来ていた、という事か？
「不当労働行為」の場合は「確定判決や正式な謝罪文を要する」という事があるかもしれないが、
「賃金未払い」の場合は、「賃金を払わなかった」という事実それ自体で違法行為が確定するのだから、「賃金未払いがあった」という事実自体で、入札参加資格を与えないようにするべきと思うが、どうか。

教委Ａ４：入札参加資格では、労働基準法その他労働関係法令をはじめ、本業務委託に関連するあらゆる法令を遵守していることを要件としておりますので、「不当労働行為」などの法律違反をはじめ、賃金未払いについても事実が認定されれば、入札参加資格は付与しないものと考えております。

戸田指摘：「入札前」なら「不当労働行為」や「賃金未払い」で業者を排除出来るが、その業者が落札して業務を開始して以降は、「不当労働行為」や「賃金未払い」があっても業者を簡単には排除出来ない、というのはおかしいですね。

――

Ｑ５：≪2017 年度入札より、連帯保証に関する規定を増設した≫という事だが、これはこれから明らかにされていく「上野口小学校での双葉給食に賃金未払い事件」をきっかけに改善した事か？

－２）また、不正業者をクビにして別の業者に業務以降させる事について、最初から「連帯保証人業者」を選定しておく必要が、どうしてもあるのか？
「業者同士の癒着」を誘発する弊害があるようにも思えるが、どうか。

教委Ａ５：2017 年度（平成 29 年度）の入札からの連帯保証に関する規定の増設の経緯につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。
連帯保証人の選定につきましては、不測の事態に対処し、給食の安定的な提供に資するために必要と考えております。
また、連帯保証人による業務移行制度については、給食を安定的に提供するため、他の多くの市町村においても同様の制度が導入されており、学校給食調理業務を受注する業者間では、瑕疵担保責任を担う上で、必要な手続として広く浸透していると考えておりますことから、適切に運用されていると考えております。

――

Ｑ６：2011 年度から 2017 年年度までの間で、調理員からパワハラや給与未払いの不祥事の訴えはなかったか。